

平成28年

第1回市議会定例会 議案第47号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第32条第2項第1号中「または名称，住所もしくは居所または事務所もしくは事業所の所在地および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）または法人番号」を「および住所または居所（法人にあつては，名称，事務所または事業所の所在地および法人番号）」に改める。

第59条を次のように改める。

（審査の申出）

第59条 法第432条の規定による審査の申出は，審査申出書正副2通を審査委員会に提出してしなければならない。

2 前項の審査申出書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 審査申出人の氏名または名称および住所または居所
- (2) 審査の申出に係る処分の内容
- (3) 審査の申出の趣旨および理由
- (4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては，その旨
- (5) 審査の申出の年月日

第110条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定す

る個人番号をいう。以下この号において同じ。) または」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号または」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第32条第2項および第110条の3第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正等に伴い固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査申出書に関する規定等を整備し、および市民税等の減免申請書の記載事項に関する規定を整備するため